

武蔵村山市事業継続支援金について

このことについて、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、売上げが減少した市内の中小企業者等の事業経営を支援するために、武蔵村山市事業継続支援金を交付する。

2 主な交付要件

- (1) 支援金の申請日に主たる事業所が市内にあること。
- (2) 緊急事態宣言の措置等に伴い、直接又は間接の取引があった飲食店、中小企業等の休業・時短営業、不要不急の外出の自粛等の影響により、令和3年4月から同年10月までのいずれか任意の月の売上が、前年又は前々年同月の売上と比較して20パーセント以上50パーセント未満減少していること。
- (3) 対象月において、東京都が実施する営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金等の対象外であること。

3 交付額

法人：10万円、個人事業主：5万円

※ 交付は一事業者当たり1回のみ。売上の減少額が上の金額に満たない場合は、減少額を限度に交付する。

4 申請方法

令和4年1月4日（火）から同年2月28日（月）までの間に、申請書等を産業観光課宛に郵送又は窓口で提出。申請書等は窓口で配布するほか、ホームページで公開する。



コロナ禍で売上が減少した市内中小事業者等を応援します！

事業継続支援金

主な交付要件

- 主たる事業所が市内にある中小事業者等で、今後も事業を継続する意思があること。
- 緊急事態宣言の措置等により、取引があった飲食店等が休業・時短営業をした、又は不要不急の外出自粛等の影響を受け、令和3年4月～10月のいずれかの月の売上が前年（又は前々年）同月と比べ **20%以上 50%未満** 減少した。

【対象外】 都の感染拡大防止協力金等の対象となるかた
(都の月次支援金との併給は可)

※交付要件等の詳細は市ホームページ（12月
末作成予定）をご覧ください。



交付額

法人 **10** 万円 個人事業主 **5** 万円

※売上の減少額が上記金額に満たない場合は、減少額分を交付します。

受付期間

令和4年 **1** 月 **4** 日（火）～ **2** 月 **28** 日（月）

～申請方法・必要書類は裏面へ～

申請方法

必要書類を揃え、下記まで郵送又は窓口で提出してください。

1事業者当たり
申請は一度まで

提出先

〒208-8501 武蔵村山市本町 1-1-1
武蔵村山市 産業観光課 商工係宛



必要書類

法人・個人事業主 共通

① 事業継続支援金交付申請書

② 事業継続支援金請求書

③ 取引先情報票

→交付申請書「1 申請者情報」の欄で、

- 緊急事態宣言の措置等に伴い、直接又は間接の取引があった飲食店、中小企業等が休業・時短営業を行った影響により売上高が減少した。

にチェックがついた場合のみ提出してください。

④ 対象月及び比較月の売上高が確認できる書類の写し

→交付申請書に記入した売上高が確認できるよう、売上台帳等の写しを添付してください。

⑤ 振込先口座の通帳等（口座番号名義人の記載があるページ）の写し

法人

⑥ 履歴事項全部証明書

個人事業主

⑥ 本人確認書類（運転免許証等）の写し

⑦ 比較月の属する事業年度の確定申告書第一表・二表の写し